



Nabeshima Labor Management



介護休業



労働者から介護休業の申し出がありました。労働者の家族が倒れたそうで、今後介護が必要との事です。会社は認めなければいけないのでしょうか？

介護休業とは

「要介護状態」にある「対象家族」を介護するために、**原則 1 回に限り通算 93 日**を上限に休業できる制度です。**介護休業をすることができる労働者から、介護休業の申し出があった場合は、その申出を拒むことができません。**

要介護状態とは

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2 週間以上にわたり常時介護を必要とする状態のことです。短期の傷病ではなく、ある程度長期化している傷病が対象です。

対象家族とは

対象となる家族は、**配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母と、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫、**その他会社が認めたものです。家族であれば誰でもよいというわけではありません。

対象とならない労働者

- ①日雇従業員
- ②期間雇用者（採用後 1 年未満・**93 日を超えて引き続き雇用の見込みがない**・93 日経過日から **1 年**を経過するまでの間に、雇用契約が更新されないことが明らかである者）
- ③労使協定によって除外された人（採用後 1 年未満の者、申出の日から 93 日以内で退職することが明らかな者、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者）

休業中の賃金

休業中の賃金については、法律は何の定めも置いておらず、事業主は休業期間中の賃金を支払う義務はありません。

介護休業給付金

雇用保険に加入されている方で、受給要件を満たしている方は、介護休業給付金が受給できます。これまで、休業開始時の賃金の 40%でしたが、**平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業からは、67%の支給になります。**

平成29年1月1日より

育児・介護休業法の改正により、介護休業については ※ の部分が、改正になります。

※原則1回に限り、通算93日 → 3回を限度として分割して取得可能。通算93日

※同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加

※93日を超えて引き続き雇用の見込みなし → 廃止

※93日経過日から1年を経過する・・・ → 93日経過日から6か月

《筆者：黒澤》

お知らせ

- ① 健康診断：ご希望の事業所は、8月20日までにお申し込みください。
実施日は 10月5日（水）と10月26日（水）です。
- ② 賞与支払届：賞与を支給した場合には年金事務所への届出が必要です。
将来受給する年金額の計算の基礎となるものですので適切な処理をお願いいたします。
- ③ 8月13日（土）から8月16日（火）まで夏季休暇とさせていただきます。

自然との共生



やりました！「男体山」の登頂！二荒山神社中宮から登り降りには実にキツイです！コースタイム登り4時間。ここ何年かは、裏側の志津林道から山頂をめざし、楽に男体山を往復していたのですが・・・今、裏側からの登山は駐車ができないというわさなので、今回は神社でお札をいただき正面から登りました。本当に志津林道につながる裏男体山林道の走行は出来ないのでしょうか？すると、大真名子～小真名子、裏からの女峰山は登山不可能です。だれか教えて！？裏側からの道、登山口まで車で行き駐車できますか？



わたしのひとこと

先月の参議院選挙で与党が圧勝となったのを受け、早速、政府の「働き方改革」の原案が示されました。検討課題は、①時間外労働に上限を設け、長時間労働の抑制。②非正規労働者の賃金の底上げ（非正規労働者の給与水準を正規労働者の80%までに引き上げる）。③最低賃金の引き上げを20円超とする。④育児休業給付金の期間延長 等です。最低賃金について、今年度は平均額24円の引き上げが予定されています。6時間のパート社員が22日労働した場合、1ヶ月に2,880円のアップです。さらに個人所得に対しては、労使負担の雇用保険を、今後4～5年間につき率を引き下げ、雇用保険の個人負担を減らすということです。これを計算すると年収400万円の労働者が年間8,000円の増収になる予定です。この手法が適正で、また個人消費がどれくらい伸びるのでしょうか？それより、日本人1人当たりの抱える借金額が800万といわれていることがとても心配です。間違っても1万円が1銭などになってしまうようなことはない・・・と信じていいのでしょうか？

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

